

豊かな学びの実現と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況が続いている。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は、2025年度までに35人に引き下げられた。また、中学校においては、全学年が2028年度までに35人に引き下げられるようになる。今後も、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。

一方、学級編制標準が引き下げられても教職員が欠員なく配置されなければ、きめ細かい教育活動を推進することは大変厳しくなることが想定される。厳しい財政状況の中、何とか自主財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは、深刻な問題である。

義務教育費国庫負担制度については、2004年度からの三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、市政に深刻な影響を及ぼしている。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。子供たちの豊かな学びを保障するための人員配置を含めた条件整備は不可欠である。

よって、全国どこに住んでいても、子供たち一人ひとりへのきめ細かい対応や学びの質を高めるための教育環境の実現に向け、2027年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

記

教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

令和8年6月26日

大分市議会